

2014年1月6日

お客様各位

内外トランスライン株式会社

B/L Fee(Doc Fee) 及びD/O Fee に対する消費税及び地方消費税ご負担のお願い

寒冷の候、貴社におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、弊社は従来、B/L及びD/Oの発行業務は国際貨物輸送の一部であり、B/L Fee、D/O Fee については輸出免税に該当すると認識し、お客様より消費税をいただいております。

しかしながら、2011年の大阪国税局による弊社税務調査から、2012年6月に「B/L Fee 及びD/O Fee は消費税及び地方消費税の課税対象である」との更正処分を受けました。弊社はこの処分を不服として大阪国税不服審判所へ審査請求を申し立てておりましたが、今般、同審判所より、弊社の主張を棄却する旨の裁決を受領いたしました。

上記のような結果に至りましたことは、弊社としましては誠に不本意ではございますが、このたび、お客様各位にB/L Fee 及びD/O Fee に対する消費税及び地方消費税のご負担をお願いする次第となりましたのでお知らせいたします。何卒ご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、実施開始時期は、2014年2月を予定しております。(2月1日 日本入出港本船より) ご不明点、詳細等につきましては、下記へお問い合わせください。

まずは略儀ながら、書中にてお願い申し上げますとともに、今後とも内外トランスライン株式会社をお引き立て賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

以上

【課税対象項目】

輸出 : B/L Documentation Fee

輸入 : D/O Charge, Document Fee, Additional Fee (Co-load)

(当件に関するお問い合わせ先)

大阪府中央区安土町 3-5-12 御堂筋安土町ビル 3階

内外トランスライン株式会社

I R 担当

電話 06-6260-4800